

令和5年

10月1日

開始

・ ・ ・ 義務化された「合理的配慮」ってなんだろう ・ ・ ・

障害のある当事者を派遣します！

「当事者アドバイザー派遣制度」

のご案内

？「合理的配慮」知っていますか？

障害のある人は、社会の中にあるバリアのために、生活しづらい場合があります。そのバリアを取り除いてほしいと意思が示された場合に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

例えば…

- 飲食店で備え付けの椅子を片付け、車椅子のまま着席できるスペースを確保する
- 自分で文字を書くことが難しい人には、本人の意思表示に基づき複数人で確認の上、代筆する

実際には
どうすれば
いいの？



当事者アドバイザー派遣制度

- 市内の事業者様のご要望を伺い、障害のあるアドバイザーをマッチングし派遣します。
- 約1時間程度、費用は無料です。

店舗の改修は
どうしたら
いいの？



従業員への研修や
接客マニュアルの
参考にしたい



目に見えない
障害のある人への
配慮は
どうしたら
いいの？



障害のある当事者が
店舗などを訪ね、
合理的配慮について
アドバイスします！



まずは下記お問い合わせ先にご相談のうえ、裏面の申込書でお申し込みください。

お問い
合わせ先

仙台市健康福祉局障害企画課
仙台市青葉区国分町3-7-1 市役所本庁舎6階
電話：022-214-8163 FAX：022-223-3573
Eメール：fuk005330@city.sendai.jp

障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト
(内閣府)はこちら



当事者アドバイザー 派遣申込書

※ Eメール、FAX、郵送のいずれかでお申し込みください。

※ 開催希望時期の1ヶ月以上前までに障害企画課にご相談のうえ、お申し込みください。

※ ご希望の相談内容によっては、派遣場所の様子が分かる写真をご提供いただく場合がございます。

Eメール
でのお申込み

下記項目を記載のうえ、
メール表頭を「当事者アドバイザー派遣申込」
として、右記アドレスまで送信ください。

メールアドレス
fuk005330@city.sendai.jp

FAX
でのお申込み

下記項目を記載のうえ、右記まで送信ください。

FAX:022-223-3573

郵送
でのお申込み

下記項目を記載のうえ、右記まで送付ください。

〒980-8671(住所不要)
仙台市役所 障害企画課 企画係

(仙台市役所 障害企画課企画係 行)

申込日	令和	年	月	日
ふりがな				
事業者名 (法人・団体・個人)				
ふりがな				
部署・担当者名				
メールアドレス				
電話番号				
FAX				
郵便番号				
事業所所在地				
派遣を希望する障害の種別(複数 選択可) ○で囲んでください	身体障害(肢体不自由・視覚・聴覚)		精神障害	
	発達障害		その他()	
アドバイザーに 相談したい内容				
派遣希望時期・ 曜日・時間帯等				
参加予定人数	名			
派遣先設備 ○で囲んでください	エレベーター(有・無)		多目的トイレ(有・無) 控室(有・無)	

※ 派遣するアドバイザーの種別や日時については、お申込みいただいた後にご連絡のうえで調整させていただきます。

■申し込み先・お問い合わせ先
仙台市役所 障害企画課 企画係
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎6F
電話:022-214-8163 FAX:022-223-3573
Eメール:fuk005330@city.sendai.jp

障害企画課使用欄	
受付日	
受付番号	